白神山地世界遺産地域の核心地域への入山の取扱いについて

白神山地世界遺産地域の核心地域(以下「核心地域」という。: 面積10,139ha)への入山の取扱いについては、白神山地世界遺産地域管理計画(以下「管理計画」という。)の管理の方策等に示されているところであるが、その細部の取扱いは以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

次の世代に対しても白神山地世界遺産地域(以下「世界遺産地域」という。)の変わらぬ価値を伝えられるよう、核心地域の良好な自然環境に与えるヒューマンインパクトを最小限に抑えることを基本とする。

今回定める取扱いは、今後、ヒューマンインパクトの把握の進展と核心地域をとりまく自然的 社会的環境の変化が予想されることから、見直しを前提とした試験的なものとする。

なお、本取扱いの見直しは、必要に応じ学識経験者及び地元関係者等の意見を聴きつつ、連絡 会議において行うものとする。

2 入山の取扱い

- (1)登山については、既存の歩道に加え、27区間の「指定ルート」(別紙指定ルート位置図参照)も利用できる。
- (2) 学術研究、報道機関の取材等公共的な行為を行うための入山等は、自然環境に影響のない範囲でできる。

3 入山手続き等

(1)登山以外を目的とした入山について

入山希望者は、別途法令等により手続き等が必要な場合は当該手続き等を行ったうえで、入山希望箇所を管理する森林管理署長に対し、具体的な内容を記載した「入林許可申請」手続きを行う。

入山の際は、適当であると判断された証としての入林許可証を携帯して入山する。

(2)登山を目的とした入山について

指定ルートを利用した登山については、(1)の手続きを簡略化した別に定める手続きを行う。

4 自然環境の保全について

今後新たに指定ルートを利用した入山が行われることとなることから、以下の方法により、ヒューマンインパクトによる自然環境への影響の把握と評価体制の充実、自然環境の保全についての啓発等に努めることとする。

- (1)核心地域の自然環境への影響の把握と評価体制の充実
 - ① 巡視に当たり、ヒューマンインパクトによる自然環境への影響についてきめ細かに把握するとともに、結果の報告を連絡会議構成機関に迅速に行うものとする。
 - ② 従来から行っているモニタリングについては、新たに項目を追加し、指定ルートの利用に

伴うヒューマンインパクトによる自然環境への影響を調査する。

③ ルートの踏み跡の幅が急激に拡幅する等、著しい影響の兆候が見られた場合は、必要に応じ学識経験者の意見を聴き、連絡会議において当該ルートの利用の方法に制限を加えるものとする。

(2) 普及啓発体制

自然環境の保全について連絡会議構成機関の職員による指導、世界遺産センター・ビジター センターにおける活動、標識の整備、パンフレットの作成や巡視員の指導等によるほか、マスコミ、町村等の広報への掲載要請、地元団体等への協力要請により、普及啓発を図る。

(3) 核心地域に集中が予想されるヒューマンインパクトの分散 核心地域の自然環境への影響を分散するため、周辺地域及び緩衝地域における施設等の整備 とその入山希望者等への利用方法等の紹介により、核心地域外への利用の誘導に努める。

